

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月27日

新潟県公安委員会

委員長 阿 部 隆

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
新潟 東警 察署	(略) 大形交 番	新潟市 東区大 形本町 5丁目	新潟市東区のうち石 動、海老ヶ瀬、海老ヶ 瀬新町、逢谷内（大石 排水路の南側の地域を 除く。）、逢谷内1・2 ・3・4・5・6丁目、 大形本町、大形本町1 ・2・3・4・5・6 丁目、岡山（市道太平 岡山線3号及び岡山江 口線の西側の地域を除 く。）、材木町、津島屋、 津島屋1・2・3・4 ・6・7・8丁目、寺 山（大石排水路の南側 の地域を除く。）、寺山 1・2・3丁目、中興 野、一日市、本所、本 所1・2・3丁目、木 工新町、柳ヶ丘、豊1 ・2・3丁目、 <u>新川町 の一部（通船川右岸の 地域）、新松崎1・2・ 3丁目、松崎、松崎1 丁目、松崎2丁目（太 平交番の所管区域を除 く。）</u>	新潟 東警 察署	(略) 大形交 番	新潟市 東区大 形本町 5丁目	新潟市東区のうち石 動、海老ヶ瀬、海老ヶ 瀬新町、逢谷内（大石 排水路の南側の地域を 除く。）、逢谷内1・2 ・3・4・5・6丁目、 大形本町、大形本町1 ・2・3・4・5・6 丁目、岡山（市道太平 岡山線3号及び岡山江 口線の西側の地域を除 く。）、材木町、津島屋、 津島屋1・2・3・4 ・6・7・8丁目、寺 山（大石排水路の南側 の地域を除く。）、寺山 1・2・3丁目、中興 野、一日市、本所、本 所1・2・3丁目、木 工新町、柳ヶ丘、豊1 ・2・3丁目
				山ノ下 中央交 番	新潟市 東区古 湊町	新潟市東区のうち大山 1・2丁目、北葉町、 神明町、末広町、長者	

					町、月見町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島1・2・3丁目、山の下町、臨海町、臨港1丁目
秋葉交番	(略)	新潟市東区のうち秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、空港西1・2丁目、宝町、浜谷町、浜谷町1・2丁目、東臨港町、船江町1・2丁目、平和町、物見山2丁目の一部、桃山町1・2丁目、臨港町2・3丁目、大山1・2丁目、北葉町、河渡の一部(1番地から55番地まで)、神明町、末広町、長者町、東新町、浜町、古川町、古湊町、松島1・2・3丁目、山の下町、臨海町、臨港1丁目	秋葉交番	(略)	新潟市東区のうち秋葉1丁目、秋葉通2・3丁目、空港西1・2丁目、 <u>小金台</u> 、宝町、浜谷町、浜谷町1・2丁目、東臨港町、 <u>船江町1・2・3丁目</u> 、平和町、 <u>物見山1・2・3・4丁目</u> 、桃山町1・2丁目、臨港町2・3丁目
河渡交番	(略)	新潟市東区のうち王瀬新町、上王瀬町、鷗島町、河渡(1番地から55番地まで及び河渡甲を除く。)、河渡1・2・3丁目、河渡本町、小金町1・2・3丁目、白銀1丁目、錦町、藤見町1・2丁目、松園1・2丁目、松和町、有楽1丁目、 <u>向陽1丁目</u> (5番地から7番地までを除く。)、 <u>小金台</u> 、 <u>月見町</u> 、 <u>物見山1丁目</u> 、 <u>物見山2丁目</u> (秋葉交番の所管区域を除く。)、 <u>物見山3・4丁目</u>	河渡交番	(略)	新潟市東区のうち王瀬新町、上王瀬町、鷗島町、河渡(河渡甲を除く。)、河渡1・2・3丁目、河渡本町、小金町1・2・3丁目、白銀1丁目、 <u>新松崎1・2・3丁目</u> 、錦町、藤見町1・2丁目、 <u>松崎</u> 、 <u>松崎1・2丁目</u> 、松園1・2丁目、松和町、有楽1丁目
太平交番	(略)	新潟市東区のうち幸栄1・2・3丁目、河渡の一部(河渡甲)、河渡新町1・2丁目、 <u>向陽1丁目の一部</u> (5番地から7番地まで)、 <u>向陽2・3丁目</u> 、下山1・2・3丁目、白銀2丁目、新川町(通船川右岸の地域を除く。)、太	太平交番	(略)	新潟市東区のうち幸栄1・2・3丁目、河渡の一部(河渡甲)、河渡新町1・2丁目、 <u>向陽1・2・3丁目</u> 、下山1・2・3丁目、白銀2丁目、新川町、太平1・2・3・4丁目、津島屋5丁目、根室新町、松浜町、有楽2・

			平1・2・3・4丁目、津島屋5丁目、根室新町、松浜町、有楽2・3丁目、船江町3丁目、松崎2丁目の一部
	(略)		
新潟西警察署	(略)		
	越後赤塚駅前駐在所	(略)	新潟市西区のうち赤塚、神山、木山、坂田、中権寺、藤蔵新田、東山、みずき野1・2・3・4・5・6丁目、谷内、山崎、四ツ郷屋、大潟、大友、小見郷屋、笠木、金巻新田、勘助郷屋、小瀬、新通の一部、曾和、田潟、高山、田島、道河原、中野小屋、早潟、藤野木、保古野木、前野外新田、明田、與兵衛野新田
	(略)		
(略)			
上越警察署	(略)		
	安塚交番	上越市安塚区安塚	上越市安塚区全域
	(略)		
柿崎交番	(略)	上越市柿崎区全域	

			3丁目
	(略)		
新潟西警察署	(略)		
	越後赤塚駅前駐在所	(略)	新潟市西区のうち赤塚、神山、木山、坂田、中権寺、藤蔵新田、東山、みずき野1・2・3・4・5・6丁目、谷内、山崎、四ツ郷野、大潟、大友、小見郷屋、笠木、金巻新田、勘助郷屋、小瀬、新通の一部、曾和、田潟、高山、田島、道河原、中野小屋、早潟、藤野木、保古野木、前野外新田、明田、與兵衛野新田
	(略)		
(略)			
上越警察署	(略)		
	安塚幹部交番	上越市安塚区安塚	上越市安塚区のうち安塚、坊金、細野、牧野、板尾、袖山、松崎、上方、本郷、石橋、芹田、行野、和田、下方
	信濃坂駐在所	上越市安塚区信濃坂	上越市安塚区のうち高沢、樽田、円平坊、信濃坂、二本木、真荻平、須川、上船倉、大原、小黒、戸沢、切越、菅沼、朴ノ木、下船倉
(略)			
柿崎交番	(略)	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻、米山寺、高畑、芋	

						島、水野、下牧、平沢、 岩野、下灰庭新田、黒 岩、東横山、旭平、松 留、上中山、猿毛、城 腰、岩手、芋島新田、 猿毛新田
			(略)			(略)
			(略)			(略)

附 則

この規則中別表新潟東警察署の部の改正は令和3年1月15日から、同表上越警察署の部安塚交番の項の改正は令和2年12月23日から、その他の改正は公布の日から施行する。